

準用する感染症法の規定一覧（案）

第1章 総則

	準用の有無
第8条第1項（疑似症患者に対する適用）	○
第8条第2項（無症状病原体保有者に対する適用）	○

第3章 感染症に関する情報の収集及び公表

第12条（医師の届出）	○
第13条（獣医師の届出）	○
第14条（感染症の発生の状況及び動向の把握）	×
第15条（感染症の発生の状況、動向及び原因の調査）	○
第15条の2（検疫所長との連携）	○
第16条（情報の公表）	○

第4章 健康診断、就業制限及び入院

第17条（健康診断）	○
第18条（就業制限）	○
第19条（入院）、第20条（入院延長）	○
第21条（移送）	○
第22条（退院）	○
第23条（書面による通知）	○
第24条（感染症の診査に関する協議会）	○
第25条（審査請求の特例）	○
第26条（準用）	×

第5章 消毒その他の措置

第27条（感染症の病原体に汚染された場所の消毒）	○
第28条（ねずみ族、昆虫等の駆除）	○
第29条（物件に係る措置）	○
第30条（死体の移動制限等）	○
第31条（生活の用に供される水の使用制限等）	×
第32条（建物に係る措置）	×
第33条（交通の制限又は遮断）	×
第34条（必要な最小限度の措置）	○
第35条（質問及び調査）	○
第36条（書面による通知）	○

第6章 医療

第37条（入院患者の医療）	○
第38条（感染症指定医療機関）	○
第39条（他の法律による医療に関する給付との調整）	○
第40条（診療報酬の請求、審査及び支払）	○
第41条（診療報酬の基準）	○
第42条（緊急時等の医療に関する特例）	○
第43条（報告の請求及び検査）	○
第44条（厚生労働省令への委任）	○

第8章 感染症の病原体を媒介するおそれのある動物の輸入に関する措置

第54条（輸入禁止）	×
第55条（輸入検疫）	×
第56条（検査に基づく措置）	×
第56条の2（輸入届出）	○

第9章 費用負担

第57条（市町村の支弁すべき費用）	○
第58条（都道府県の支弁すべき費用）	○
第59条（都道府県の負担）	○
第60条（都道府県の補助）	×
第61条（国の負担）	○
第62条（国の補助）	×
第63条（費用の徴収）	○

第10章 雑則

第63条の2（厚生労働大臣の指示）	○
第64条（保健所を設置する市又は特別区）	○
第65条（再審査請求）	○
第65条の2（事務の区分）	×
第65条の3（権限の委任）	○
第66条（経過措置）	○

（は、四類感染症に適用される規定）